

狛江市

ごみ半減新聞

K O M A E

Vol.49 平成26年2月

発行 狛江市建設環境部清掃課
〒201-0004 狛江市岩戸北1-1-11
狛江市ビン・缶リサイクルセンター内
☎03-3488-5300(直通)

使用済小型家電の 実験回収を 行います!

無料

平成25年4月1日から、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」が施行され、使用済小型家電に含まれる鉄・アルミ・銅・貴金属・レアメタルなど有用な金属の再資源化に向けた新しい制度がスタートしています。市では、平成25年の6月と11月に使用済小型家電の実験回収を行いました。今回も引き続き、どのような品目が排出されているか調査するため、第3回使用済小型家電の実験回収を行います。

第3回イベント実験回収

第3回使用済小型家電の実験回収(無料)を実施します。ご家庭で使用していた家電製品(一部回収できないものがあります)を回収しますが、特に対象品目表の15品目については排出数量を調査していきます。なお、これら15品目を出される際は、「使用済小型電子機器等の引渡しに関する同意書」に署名が必要となります。また、使用済小型家電の回収の際には、アンケートを配布しますので調査にご協力をお願いします。

●実施日時

平成26年3月16日(日)午前10時から午後2時まで

●実施場所 「市役所前市民ひろば」にて受付

- ・ご自身で、受付窓口までお持ちください。
- ・携帯電話等の個人情報情報は必ず消去してお持ちください。
- ・乾電池や蛍光灯は、取り外して有害ごみとして通常の収集日にお出しください。
- ・燃料などの発火物は、必ず抜き取ったうえでお持ちください。
- ・車や自転車での来場は混雑が予想されます。周辺道路等への違法駐車・迷惑駐輪はおやめください。

●回収できるもの

家庭で使用していた家電製品

※ただし、対象品目表(15品目)を出される際は、「使用済小型電子機器等の引渡しに関する同意書」に署名が必要となります。

●回収できないもの

- ・家電リサイクル法対象商品(テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機)
- ・主に繊維製の家電製品(電気カーペット・電気毛布など)
- ・主に木製の家電製品(コタツ・木製枠のスピーカーなど)
- ・事業で使用していた家電製品

※詳しくは清掃課にお問い合わせください。

●対象者

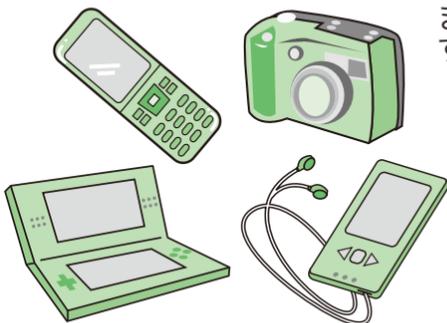
市民でアンケート調査に協力いただける方

窓口での実験回収

こまえ都市鉱山発掘中!!

資源性と分別のしやすさから特にリサイクルすべき品目として国が推奨している特定対象品目のうち、対象品目表の15品目について平成25年11月から清掃課窓口にて実験回収(無料)を実施しています。特に使用済小型家電のリサイクルについて皆さまのご協力をお願いします。

対象品目表(15品目)	
1	携帯電話(PHS端末含む)
2	タブレット型情報通信端末
3	パソコン(ノート型)
4	デジタルカメラ
5	ビデオカメラ (ポータブルビデオカメラ)
6	ゲーム機(携帯型・据置型)
7	デジタル等携帯音楽プレーヤー (CD・MDプレーヤー含む)
8	携帯型映像用機器 (ポータブルDVDプレーヤー含む)
9	電子辞書
10	携帯型ラジオ
11	ポータブルカーナビ
12	ETCユニット
13	ICレコーダー
14	電卓
15	補助記憶装置 (USBメモリ・メモリーカードなど)



●実施時間

平日 午前8時30分から午後5時まで(土・日曜日、祝日は除く)

●実施場所

狛江市ビン・缶リサイクルセンター内 清掃課

※ご自身で清掃課窓口までお持ちください。
携帯電話等の個人情報情報は必ず消去してお持ちください。

●回収できるもの

対象品目表(15品目)のうち、**縦15センチ、横30センチの投入口に入るもの。**

※ただし、回収の際は、「使用済小型電子機器等の引渡しに関する同意書」に署名が必要となります。

●回収できないもの

付属品等(リモコン・ACアダプタ・ケーブル・充電器など)

福祉作業所における 分解・分別作業実証実験

携帯電話の回収にご協力をお願いします

対象品目(15品目)のうち、携帯電話について市内2か所の福祉作業所と連携して分解・分別作業の実証実験を実施しています。福祉作業所では、手作業で分解し、基板、鉄、ステンレス、プラスチックなどに分別した後、リサイクル事業者に引き渡し再資源化します。ぜひ、ご不用になった携帯電話を窓口回収やイベント回収にお持ちください。ご協力をお願いします。



—分解の様子—